

令和8年度部活動地域展開促進支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度部活動地域展開促進支援業務

2 実施主体

宮城県（以下、「県」という。）

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の目的

国は令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8年度から13年度を改革実行期間として取り組むこととしており、県ではその前期3年間の最終年度にあたる令和10年度中には、県内すべての市町村で、休日の部活動を行わないことを目標としている。

県内の部活動地域展開（以下、「地域展開」という。）にあたっては、市町村によって学校数やスポーツ関係団体数など、部活動を取り巻く環境が異なっていることに加え、関係団体との連携や実施体制の整備、活動場所や指導者の確保等、地域の状況に応じた特徴ある取組が必要であることから、進捗状況に差が生じている。

本業務では、先行して課題解決に取り組む市町村を支援し、県内における先導的なモデルケースを構築する。さらに他市町村への展開を行うことで、県内全体における地域展開の促進を図る。

5 委託業務の内容

運動部活動における地域展開の促進において、スポーツ少年団を受け皿とした体制整備や市町村における独自課題への対応にかかる業務を行う。また、業務に要する経費はいずれも委託料に含むものとする。

【参考例】

(1) 促進体制の整備

- ア 総括コーディネーターの配置
- イ 幅広い関係者による協議会等の設置、運営
- ウ 市町村・地域クラブと民間企業、大学等を繋ぐ専門人材の配置

(2) 各種課題への対応

- ア 地域クラブ活動の運営に関する相談・助言窓口等のサポート体制の整備
- イ 多様な財源の確保（協賛企業の獲得、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の活用等）
- ウ ICTによる運営業務の効率化

(3) 指導者の確保・育成

- ア 人材バンクの設置

- イ 研修会の開催
- ウ 公認スポーツ指導者資格等の取得促進
- エ 指導者に対する適切な処遇の確保

(4) 活動場所の確保

- ア 学校、民間企業、大学等が保有する施設等の活用促進
- イ 認定地域クラブ活動に対する学校施設等の優先利用・使用料減免等
- ウ 学校体育施設等の夜間照明の整備・活用、用具等の保管スペース確保
- エ ICTを活用した活動場所の管理運営の効率化

(5) 活動場所への移動手段の確保

- ア スクールバスやスポーツ団体等のマイクロバス等、既存の送迎車両の活用
- イ 地域公共交通との連携
- ウ 介護施設や、病院、商業施設等への送迎への混乗等、多様な政策分野との連携・協働

(6) 生徒の安全・安心の確保

- ア 事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止に向けた研修・普及啓発等の促進
- イ 市町村が相談を受け付け対応する仕組みの構築
- ウ 地域クラブ活動の運営団体や個人の賠償責任保険への加入

(7) 障害のある生徒の活動機会の確保

- ア 障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等、多様な地域の関係者の参画
- イ 公認パラスポーツ指導資格等の取得促進

(8) 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進

- ア 児童・生徒・保護者等へのアンケート調査の実施
- イ ワークショップの開催
- ウ 小学校高学年や中学生を対象とした体験会の開催
- エ 中学校の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの開催
- オ ポータルサイトやアプリなどによる地域クラブ活動に関する一元的な情報提供
- カ ポスター・チラシ・動画等による広報活動

6 委託業務の成果指標

市町村の特性（生徒数、既存クラブの有無、地理的状況）を踏まえ、具体的な数値目標を含めた成果指標を提案すること。

7 委託業務の実施体制

受託市町村は、本業務の進行管理・運営に係る職員を配置すること。

8 実施計画書等

本業務の契約締結後、速やかに次の事項を記載した実施計画書（任意様式）を作成し、県と協議を行った上で業務を実施するものとする。

- (1) 実施計画書（業務の実施方法、予算等）
- (2) 業務実施工程表（業務工程表）

9 業務実施報告

受託市町村は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。また、県から説明を求められたときは、これに応じるとともに、必要な書類等を提出すること。

10 業務完了報告書等

本業務の終了後、速やかに業務完了報告書を提出し、県の確認を受けること。

11 注意事項

委託契約書に定めのない事項について

受託市町村は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書に定めのない事項が生じたときは、県と協議の上、決定するものとする。

12 秘密及び個人情報の保持

- (1) 秘密の保持

受託市町村は、本業務で知り得た秘密を保持しなければならない。業務終了後も同様とする。

- (2) 個人情報の取扱い

受託市町村は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

13 その他

- (1) 受託市町村は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい理由若しくは本仕様書に記載されていない事項が生じたときは、県と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受託市町村は、県の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。
- (3) 国の補助事業等と重複した経費は対象外とする。
- (4) 対象経費について、疑義が生じたときは、県に確認すること。